

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
経済産業研究所	事務及び事業の見直し 【調査研究業務】 ○政策担当者が参加した学術的な研究や当該担当者の政策立案能力向上に寄与する研究といった他の研究機関と比べて優位性を有する研究に重点化する。	・研究プロジェクトの選定に当たっては、経済産業省関係課室及び領域代表者らとの意見交換を通じて、政策への必要性を議論した上で、他機関では出来ないまたは行っていないような研究を重点的に選定した。 ・政策担当者をコンサルティングフェローとして、研究プロジェクトへの参加を促して政策立案にかかる理論的素地を身につけさせるとともに、経済分析手法の修得支援を行うなど、政策立案能力向上に寄与した。	◎	平成19年度
	○統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報が入手できるようになりつつあることもかんがみ、平成19年度中に廃止する。	・平成19年度末をもって廃止済み。	◎	平成20年3月
	○データベースのシステム運営業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。	・平成21年度から2年間の業務委託を行うべく、民間競争入札の手続きの準備を進めているところ。現在、内閣府官民競争入札等監視委員会事務局と進め方について議論中。	○	平成21年度
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○計量分析・データ室を廃止する。	・平成19年度末をもって廃止済み。	◎	平成20年3月
	○他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。	・研究グループ内に、共同研究推進の担当者を配置し、国内外の他機関に対して、共同研究の働きかけを開始している。	◎	平成20年3月
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。	・現在、京都大学、CEPR(欧州)との共同研究を実施中。 ・研究プロジェクトの選定に当たっては、経済産業省関係課室及び領域代表者らとの意見交換を通じて、政策への必要性を議論した上での選定を行っている。 ・研究プロジェクトの取捨選択を実施・共同研究を活性化することで、研究コストの軽減化を図れるよう、検証中。	○	平成20年度
	○競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。	・平成19年度は、競争的資金等を含め、891万円と、予算額(725万円)を達成した。	◎	平成19年度
	工業所有権情報・研修館	事務及び事業の見直し 【工業所有権情報関連業務】 ○特許庁で構築中の新業務システムの運用開始(平成22年度及び平成25年度予定)に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する。	・特許庁における新業務システムの運用開始に合わせ当該事業を廃止(予定)すべく特許庁と協議中。	○
【工業所有権情報流通業務】 ○平成20年度末に地域特許流通啓発事業及び特許流通人材育成事業(実務編)を廃止する。		・両事業とも平成20年度末廃止予定。	○	平成20年度
【人材育成業務】 ○民間事業者向け研修業務の一部について、民間競争入札を実施する。		・「審査基準討論研修」、「検索エキスパート」(中級)及び「特許侵害警告模擬研修」について、平成21年度から民間競争入札を実施すべく、現在、内閣府官民競争入札等監視委員会事務局と進め方について議論中。	○	平成21年度

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
工業所有権情報・研修館	組織の見直し 【支部・事業所等の見直し】 ○地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する。	・利用状況を踏まえ、広島閲覧室を平成21年度末に、その他地方閲覧室を平成22年度末に廃止予定。	○	平成22年度
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○平成20年度以降、地方自治体職員、独立行政法人職員等を対象とした知的財産権研修及び知的財産権政策研修を有料化する。	・平成19年度中に地方自治体職員、独立行政法人職員等向けの知的財産権研修及び知的財産権政策研修の有料化を実施済。	◎	平成19年度
日本貿易保険	事務及び事業の見直し 【貿易保険業務】 ○経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図る。	・平成20年4月～6月にかけ産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会(委員長:佐々木幹夫 三菱商事株式会社取締役会長)において審議し、パブリックコメントを経て、7月に報告書を公表。 ・今後は、同報告書の結論を受けて、日本貿易保険と民間損保の協調保険・共同保険(窓口の一元化を含む)等により、民間参入促進に向けた制度環境の整備に努める。	○	平成22年度末まで
	組織の見直し 【法人形態の見直し】 ○経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。	・平成20年4月～6月にかけ産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会(委員長:佐々木幹夫 三菱商事株式会社取締役会長)において、今後の貿易保険制度の在り方を審議し、パブリックコメントを経て、7月に報告書を公表。 ・同報告書の結論を受けて、次期通常国会に貿易保険法改正案を提出し、平成22年度末までに移行することを予定。	○	平成22年度末まで
	運営の効率化及び自律化 【随意契約の見直し】 ○関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。	・平成20年度末をもって(財)貿易保険機構が解散したことに伴い、同財団に委託していた与信管理業務・保険引受業務などを内製化するとともに、その他業務についても平成20年4月に一般競争入札を実施し、7月に契約済み。	◎	平成20年7月
	事務及び事業の見直し			
産業技術総合研究所	【使命(ミッション)の明確化】 ○科学技術政策において産業技術総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、産業技術総合研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	・産総研では、基本理念である「我が国のたゆみない産業技術革新を先導することにより、持続的発展可能な地球社会の実現に資すること」に照らして、行うべき研究を企画し、重要度に応じて、メリハリのついた資源配分を行っている。「研究戦略」を毎年策定し、第3期科学技術基本計画を初めとした国の政策課題や社会動向をふまえ、全ての研究活動について、必要性を勘案し、当所の研究水準と照らし合わせ、産総研の行うべき優先度の高い研究を行っている。この際に、他研究機関の実力と方向性を考慮して、重複を排除し、産総研の任務に適合した強みのある研究に重点化している。最近では希少金属問題や省エネルギー問題など、広範な産業技術分野を擁する産総研の総合力の発揮が必須となる重要な研究課題が増えている。これらに対応するため平成20年度研究戦略では、部署の壁を越えて一丸となって取り組むための「総合化戦略」を立てている。また、大学や他機関との役割には無い、産業界への貢献及び研究成果の社会還元という任務を強く課せられた産総研は、研究成果を使った新産業のプロトタイプを世に提示する「産業変革イニシアティブ」制度の活用などにより、イノベーションの推進に貢献している。以上の措置により、運営方針の明確化と資源利用の効率化に努めている。	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
産業技術総合 研究所	【国民の広汎な意見の反映】 ○科学技術と一般社会を繋ぐサイエンスカフェや出前講座等の対話型活動の強化を行い、国民の広範な意見を研究活動に取り入れる。	・産総研では、公的研究機関として、科学技術と一般社会を繋ぐ場を提供すべきと考え、サイエンスカフェや出前講座等の「サイエンスコミュニケーション事業」を中心として対話型広報活動を強化し、一般国民と研究者が直接、双方向でコミュニケーションが取れるよう努めている。これらの活動は、研究者が一般国民の視点で研究開発の方向性を再確認できる場となっている。	◎	平成20年4月
	【中小企業人材育成事業】 ○平成19年度限りで廃止する。	・地方自治体との連携により、地域経済活性化の重要な要素となる中小企業の人材を産業人材として育成することを目的にモデル事業として実施。具体的には自治体(茨城県)の科学技術振興施策に合致する人材を中小企業から産総研に長期滞在させながら、産総研での研究開発業務に携わり必要な技術等の修得を行う「OJT」を基本にしたモデル事業として実施した。当該モデル事業については、中小企業から技術者の長期派遣が想定以上に困難であったことから当該事業の見直しを行い、平成19年度限りで廃止した。	◎	平成20年3月
	組織の見直し			
	【支部・事業所等の見直し】 ○秋葉原サイトについて、同サイトで現在実施している関連プロジェクトが終了した際、廃止することを原則とし、第2期中期計画が終了する平成21年度末までに事業の見直しを行う。	・秋葉原サイトで実施中の関連プロジェクトが終了した際に廃止することを原則としており、平成21年度末までに事業の見直しの検討を行うこととしている。	○	平成22年1月
	運営の効率化及び自律化			
	【自己収入の増大】 ○受託事業や資金提供型共同研究の積極的な獲得、IPインテグレーション等の特許実施料を拡大させる取組により自己収入を増大させる。	・企業向け研究現場や研究成果の公開、特許保有情報等を積極的にPRや知財戦略として複数の特許を組み合わせたIPインテグレーションや製品化に向けた周辺の特許の確保などのマネジメントの強化により、共同研究の獲得や特許実施料などの増収を図ることとしている。 ・競争的資金については組織的に提案内容等を検討し、獲得可能性の高いテーマに厳選するなど対応を図ることにより、自己収入の増加に向けた一層の取組を図ることとしている。	○	平成22年3月
	【業務運営体制の整備】 ○危険病原体等の管理を適切に実施するため、コンプライアンスを徹底させるための体制整備を実施する。	・経済産業大臣からの指示(平成19年10月17日)及び特許生物寄託センターの管理体制等に関する調査委員会の報告(平成20年2月29日)を踏まえ、再発防止を徹底させるため、理事長を本部長とする「特許生物寄託センター管理体制問題等対策本部」を2月29日に設置。特許生物寄託センター業務の運営改善、内部統制体制の整備に向けた検討を行い、平成20年4月には特許生物寄託センターの体制を見直し、平成20年7月には内部統制強化のためコンプライアンス推進本部を設置した。	◎	平成20年7月
	○新たに研究テーマデータベースを構築し、研究テーマに関する情報の一元管理の整備を構築する。	・次期情報基盤システム(産総研の情報インフラの中核となる基幹業務システム)導入に併せ、従来は部門毎で管理していた研究テーマ、担当者、予算などの研究情報を一元管理するための機能を持たせた研究テーマデータベースの構築を行うこととしており、平成21年度からの稼働予定。	○	平成21年3月
○研究開発独法にふさわしい管理会計の在り方を検討し、研究所の自律的な運営や効率化等に資する財務会計情報の充実を図る。	・研究開発独法にふさわしい管理会計の在り方を検討し、研究所の自律的な運営や効率化等に資する財務会計情報の充実を図るため、次期財務会計システムを構築し、経営の効率化を図ることとしている。(平成21年度システム完成予定)。	○	平成21年3月	

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
製品評価技術基盤機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生活安全分野】 ○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていたことから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p>	<p>・NITEは、平成20年1月30日、国民生活センターとの連携・協力の推進に関する合意を行ったところであり、今後、情報共有としてPIO-NETとの接続や商品テスト等における技術協力等に取り組むこととしている。(平成20年1月国民生活審議会消費者政策部会)</p> <p>・上記の合意を受け、具体的にはPIO-NET端末機を平成20年1月末にNITE東京、同年3月にNITE大阪に設置し、情報共有に資する。テストに係る実務者レベルでの会議を行うため平成20年5月にテレビ会議回線を整備し、国民生活センター商品テスト部とNITEの製品安全担当部署の実務者会議を適時実施による連携を行うこととした。テスト品目の重複回避のため情報交換、それぞれが実施したテスト等の進捗報告、保有する試験機器の相互利用等の具体的な協力・連携を推進してきている。</p>	◎	平成20年1月
	<p>【化学物質安全管理分野】 ○化学物質総合管理情報データベースの更新に必要なデータのうち、外部の公開情報の収集作業について、今中期期間中に外部委託を実施する。</p>	<p>・第二期中期目標期間中に外部委託を確実に実現するため、平成20年度においては、一部のデータについて外部委託を実施すべく、契約に向けた内部手続きを行っているところ。</p>	○	平成22年度
	<p>【計量・標準分野】 ○外部委託を実施していない分野の技能試験について、自らの費用負担において外部事業者の能力向上に最大限努め、その成果が確認でき次第、外部委託を実施する。</p>	<p>・平成19年度は、技能試験全17プログラムのうち9プログラムを外部委託化した。今後も引き続き外部事業者の能力向上に努め外部委託化を進めることとしている。</p>	○	平成22年度
	<p>組織の見直し</p>			
	<p>【非公務員化】 ○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p>	<p>・現中期目標期間終了時の見直しにおいて、役職員の国家公務員の身分を継続する必要性について、改めて検討されることとなる。</p>	○	平成22年度
	<p>【支部・事業所等の見直し】 ○限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする。</p>	<p>1. 地方支所の設置目的と果たすべき機能・役割 現在の支所の設置意義、機能としては、事故原因究明における現地調査、事故品確保といった初動調査であり、事故の現場検証は消防等地域の関係機関との日常的な協力・信頼関係の下に成り立っている。なお、法律(製品安全四法等)に基づく立入検査等(経済局との協力連携も含む)相当部分を支所で担っているが、niteの限られた資源で効率的かつ効果的に実施する観点から支所で引き続き担っているもの。昨年5月の改正消費安全法施行以降、経済産業大臣からの重大事故に係る調査指示件数その他現地調査の必要な事故案件は急増しており、支所の設置目的に照らしてその役割は益々重要となっているほか、業務量も拡大しており、現在においては昨年度に設置した製品安全担当調査官を活用しつつ関係当局との連携強化を図っているところ。今後は経済産業大臣からの重大事故に係る指示件数や消防等地域関係機関から寄せられる事故情報件数の推移を見ながら、支所の設置目的と機能に照らして最適な体制となるよう見直ししていく。</p> <p>2. 近隣支所との役割分担と最適化・平準化の検証 本年1月以降、全国の地域別事故案件についてリスク分析した結果を踏まえつつ、随時全国に配置した製品安全担当調査官会議において近隣支所との役割分担の調整を行い、限られた人員で最大限の効果が得られるよう平準化を図ってきている。また、その結果は毎月集計し、監事も含めた役員幹部に報告し、最適な実施体制及び分担となっているかどうか検証を行ってきている。</p>	○	平成22年度

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
製品評価技術基盤機構	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の見直し】 ○累次の消費生活用製品安全法の改正等による業務量の増大について、事故調査員制度の積極的活用等により対応する。	・消防のOIBやメーカーで品質管理等を担当していた製品安全に係る能力を有する外部人材を、製品事故調査員として全国で25名委嘱し(整理合理化計画策定時点では、18名)、製品事故原因究明に活用することにより業務量増大に対応している。 ・20年度には同調査員を30名程度まで増員する予定。	○	平成22年度
	○製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。	・人材については、他部門からの協力支援により既に一体的な活用の仕組みを構築。製品安全に係る業務の大幅な増加に対応するため、平成19年度中に製品安全関係業務に係る人員投入量を15人分増加させ、効果的な資源再び配分を行った。また、他分野における先進的知見を活用する観点から、リスク評価に基づく業務遂行のため分野横断的な勉強会を設置し、効果的かつ効果的な業務運営の実現に注力。	○	平成22年度
新エネルギー・産業技術総合開発機構	事務及び事業の見直し 【研究開発業務】 ○次期中期目標期間中に業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行う。	・業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行うとともに、必要な実施体制の見直しを行い、平成19年度末時点で「極端紫外線(EUV)露光システム開発プロジェクト」、「人間支援型ロボット実用化プロジェクト」等29件の事業を廃止した。なお、新しいプロジェクトを企画する際は、技術の体系図(技術戦略マップ)を用いて業務の体系化を図りつつ推進するとともに、その中で重要技術課題を抽出する等、事業の整理、重点化に取り組んでいるところ。今後とも必要に応じ、更なる実施体制の見直しを進めていく。	○	平成23年3月
	○企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努める。	・企画型の研究開発事業の企画立案段階においては、外部有識者を活用した事前評価を実施し、予算に見合った成果が期待できるかという費用対効果の観点から評価を実施するとともに、事業内容へ反映させる取組を推進しているところ。また、テーマ公募型研究開発事業の案件採択時においては、例えば「代替フロン等3ガスの排出抑制設備の導入・実用化支援事業」について、単位金額当たりのCO2削減量を評価するなど、経済性の観点から審査し、費用対効果分析を実施する取組を推進しているところ。今後とも、更なる費用対効果分析の実施を徹底するよう努める。	○	平成23年3月
	【基盤技術研究促進事業】 ○次期中期目標期間中に事業の廃止を含めた検討を行うとともに、研究委託先等への現地調査の励行や必要に応じ売上げ等の納付態勢の実施の取組により資金回収の徹底を図る。	・平成20年度において、第2期中期目標に定められた新規案件を実施する一方、引き続き事業の廃止を含めた検討を行うこととする。また、資金回収の取組を強化するため、研究成果の事業化や売上等の状況について、企業からの報告の徴収のみならず、新たに収益納付義務を有する全ての企業への技術専門家や経理専門家を同行した現地調査を励行し、事業化可能性を拡げる提案等を行うとともに売上等の納付を促進していく。	○	平成21年3月
	【産業技術フェローシップ事業】 ○フェローシップ終了者の追跡調査等により事業成果を的確に把握し、事業目的に即した成果が得られているか検証するとともに、当該結果を公表する。	・平成20年度中に事業成果を的確に把握するため、効果的な調査方法及び調査項目等の検討を行い、追跡調査を実施する。また、追跡調査の結果には個人情報や技術開発情報等も含まれることから、検証結果の公表方法について検討の上、できるだけ早期に公表する。	○	平成21年6月
	【新エネルギー・省エネルギー導入普及業務】 ○すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しいメニューを廃止するとともに、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについて、必ず終期を設定する。	・すべての事業メニューについて継続の必要性や事業成果について検証し、平成19年度末時点で、「民生部門等地球温暖化対策実証モデル評価事業」、「日本型風力発電ガイドライン策定事業」、「省エネルギー・リサイクル支援法に基づく債務保証業務(経過業務を除く)及び利子補給業務」等5件の事業を廃止した。また、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについて終期の設定を行った。	◎	平成20年4月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>【京都メカニズムクレジット取得関連業務】</p> <p>○計画的にクレジットを取得するとともに、国の財政支出の効率化の観点から、取得に係る予算総額の低減を含めた、効率的かつ着実なクレジットの取得に努める。</p>	<p>・従前よりクレジット（認証排出削減量）の取得にあつては、外貨建て（ドル／ユーロ）での契約の導入等、応募数の拡大や買取手法の多様化に努め、効率的かつ確実性の高い案件について取得契約を締結しているところである。今後、最近のクレジットの価格高騰が顕在化する中において、国の財政負担を縮小しつつ更に取得していくために、応募数の拡大や買取手法の多様化等を図り、また、費用対効果をより一層考慮したクレジット取得を行うため、運用面での改善（審査・確認プロセスの加速化による期間の短縮等）及び買取手法の多様化（プロジェクトベースでの先物クレジット取得に加え、金融機関等からの現物クレジットの取得やGIS（グリーン投資スキーム）の活用など）について政府と連携して検討を行う。</p>	○	平成22年3月
	<p>○毎年度のクレジット取得量及び取得コストの実績について排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、できる限り速やかに公表する。</p>	<p>・毎年度のクレジット取得実績について公表し、第三者有識者による事業評価委員会を開催している。当該委員会において、取得実績内容等については排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けており、その内容は事業評価書に反映されNEDOホームページにて公表している。</p>	◎	平成20年4月
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門の連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、数値目標を設定し組織体制の合理化を図る。</p>	<p>・第2期中期計画において、「事務及び事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門との連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、組織体制の合理化を図るため、実施プロジェクト数が平成19年度の数を上回らないよう重点化を図る。」こととした。</p> <p>・機構の実施プロジェクト数については、平成19年度の120件に対し、平成20年度では118件に抑制している。平成21年度以降においても、平成19年度の数を上回らないよう抑制を図っている。</p>	◎	平成20年4月
日本貿易振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【対日投資拡大業務】</p> <p>○地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きな案件に重点化する。</p>	<p>・対日投資案件支援の認定基準を改定するとともに、これまでに支援した大型案件を中心に、原則として初期投資額が3,000万円以上の経済波及効果の大きな案件に重点化する旨を国内外の対日投資事業関係職員に周知した。</p>	◎	平成20年4月
	<p>○外資系企業意識調査事業、Invest Japanニュースレター事業について、廃止する。対日投資ハンドブック発行事業について、民営化する。外国企業誘致担当者育成事業について、官民競争入札等を導入する。</p>	<p>・外資系企業意識調査事業及びInvest Japanニュースレター事業は平成19年度末に廃止済み。</p> <p>・対日投資ハンドブック発行事業は民営化に向けた入札を平成20年度中に実施予定。</p> <p>・外国企業誘致担当者育成事業は、平成20年度中に簡易版民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業実施を予定。</p>	○	平成21年3月
	<p>【我が国中小企業等の国際ビジネス支援業務】</p> <p>○見本市・イベント研究会開催事業について、廃止する。国際インターンシップ支援事業について、民営化する。見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運営業務について、官民競争入札等を導入する。</p>	<p>・見本市・イベント研究会開催事業は平成19年度末に廃止済み。</p> <p>・国際インターンシップ支援事業は平成19年度末に民営化措置済み。</p> <p>・見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運営業務は、平成20年度中に民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業実施を予定。</p>	○	平成21年3月
	<p>【開発途上国との貿易拡大業務】</p> <p>○ASEAN・インド物流円滑化支援事業について、廃止する。環境関連ミッション受入事業について、官民競争入札等を導入する。</p>	<p>・ASEAN・インド物流円滑化支援事業については、平成22年度末までに廃止を予定。</p> <p>・環境関連ミッション受入事業は、原則、平成21年度に簡易版民間競争入札を実施することとし、入札に係る計画を平成21年5月までに策定予定。</p>	○	平成23年3月
	<p>【調査・研究等業務】</p> <p>○日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業について、廃止する。ビジネス日本語能力テスト事業について、民営化する。ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運営業務について、官民競争入札を導入する。</p>	<p>・日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業については平成19年度末に廃止済み。</p> <p>・ビジネス日本語能力テスト事業は平成19年度に民営化に係る入札を行い、移管先を選定済み。平成21年度からの民間移管を予定。</p> <p>・ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運営業務は、平成21年度中に官民競争入札を実施し、平成22年度から落札者による業務実施を予定。</p>	○	平成22年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
日本貿易振興機構	○アジア経済研究所の研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点化する。	・平成20年度から整理合理化計画を踏まえた研究対象分野の重点化等を実施済み。	◎	平成20年4月
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○国内事務所について、原則3名から2名体制とし、うち1名は地方負担とする。	・平成20年度から国内事務所の体制を原則として2名体制に移行済み。	◎	平成20年4月
	○海外事務所の見直しについては、スクラップアンドビルドを原則とする。	・平成20年度からスクラップアンドビルドの原則に基づいて海外事務所の配置見直しを検討。	◎	平成20年4月
	○国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。	・「自民党外交力強化に関する特命委員会」(森喜朗委員長)が平成20年5月に取りまとめた「アクション・プラン10の着実な実施と加速のために～5つの重点分野への具体的取り組み～」を踏まえ、外務省及び関係機関等(JETRO、JNTO含む)で在外拠点間の連携強化に向けた取組の方向性を検討。 ・平成20年8月に国際観光振興機構との連絡会を開催し、海外事務所の業務連携の強化に向けた取組のより具体的な方向性について検討を開始。	○	平成23年3月
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○自治体や企業・業界団体等からの受託事業を拡大するとともに、有料サービスメニューの拡大により国以外からの収入を拡大し、国への財政依存度を低減させる。	・適正な受益者負担を求めるために基本となる事項を定めるため、新たに「受益者の負担に関する規程」を制定し、平成20年4月から施行済み。 ・規程制定に併せて受益者負担料金の見直しを行うなど、受益者負担の増加にむけた取組を実施。	◎	平成20年4月
原子力安全基盤機構	事務及び事業の見直し 【燃料及び炉心安全性確認試験】 ○国内加工MOX燃料特性試験を平成20年度から廃止する。	・廃止済み。	◎	平成20年4月
	【核燃料施設検査技術等整備事業】 ○再処理施設におけるリスク評価手順整備のためのPSAの予備解析数を平成20年度から縮小する。	・再処理施設における重大な事故トラブル事象である臨界、漏えい、火災爆発とそれらの誘因事象となり得る電源喪失、地震発生に着目して6事象を解析対象として予定していたが、このうち3事象については、前年度までに類似事象による解析が行われており、当該成果を用いることで評価可能となることが判明したことから、3事象に縮小した。	◎	平成20年4月
	組織の見直し 【組織体制の整備】 ○事業の重点化と効率化を図るため、当該法人に係る重点課題等に対する第三者の意見等を聴取し、その結果を踏まえ、平成20年度に大幅な組織再編を行うこととする。	・業務の重点化と効率化を図っていく上での課題等を抽出するため、JNES事業と関わりをもつ原子力施設立地自治体、学識経験者、原子力事業者、メーカー、マスコミなどを対象として、アンケート及びインタビューを実施したところ。現在、これらの結果も踏まえながら、課題に対応していくための組織改編案を検討中であり、平成20年度中には組織改編を行う予定としている。	○	平成21年3月
	○新検査制度等による業務量の増加等に対しては、効率的な人員の運用(配置)により対応するものとする。	・平成19年10月10日に、業務の効率化と検査の一貫性を確保する観点から、従来の検査チーム制を全国の原子力発電所を4つにグループ分けし、当該グループ毎に担当検査員を配置し、検査の実施にあたっては、グループ内で検査チームを編成する「グループ制」を導入した。この体制により検査員の効率的な運用(配置)が可能としたところ。新検査制度の導入等の業務量の増加に対しては、こうした体制と更なる効率的な人員の運用(配置)について検討していく。	○	平成21年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
原子力安全基盤機構	運営の効率化及び自律化 【情報公開】 ○寄せられた意見・問い合わせを担当部署に迅速に回し、速やかに対応を検討するとともに、必要に応じ差し出し者に対し速やかにかつ的確に回答する。	・ホームページや広報誌に対して、当該機構に寄せられた意見や問い合わせについては、これまで担当部署に迅速に照会し、できる限り速やかに回答しているところであるが、今後、更なる迅速化に向けた方策について検討していく。	○	平成21年3月
	【業務運営体制の見直し】 ○現在の各種研修制度の充実強化に努めるとともに、新規学卒者・ポスドク等の採用の強化を図る。	・機構の研修体系等を定めた内部規定(研修基本計画)を制定しており、これに基づき、毎年度、具体的な研修実施計画を立案し、各種研修を着実に実施し、その結果を評価し、次年度の研修に反映する仕組みのもとで充実強化を図っていくこととしている。(例えば、平成19年度には、役職員対象のコンプライアンス研修や情報セキュリティ研修、検査員対象の原子力安全研修センターの活用などを実施したところ) ・今後の大量の定年退職者の発生への対応、組織的な実務能力の向上、人員構成の適正化のため、新規学卒者、ポスドク等の採用を強化した。 (参考) 18年度は新規学卒者2名、中途採用者8名、19年度は新規学卒者6名、中途採用者14名、20年度は新規学卒者5名を採用した。	◎	平成20年4月
情報処理推進機構	事務及び事業の見直し			
	【ソフトウェア開発業務】 ○オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業につき、平成19年度で廃止するものとする。	・オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業については、平成19年度末に廃止済み。	◎	平成20年3月
	○中小企業経営革新ベンチャー支援事業は、平成21年度で終了するものとする。	中小企業経営革新ベンチャー支援事業は平成21年度で終了する予定。	○	平成22年3月
	○オープンソフトウェア利用促進事業は、平成22年度で終了するものとする。	オープンソフトウェア利用促進事業は平成22年度で終了する予定。	○	平成23年3月
	【情報処理技術者試験業務】 ○情報処理技術者試験の試験会場の確保・試験運営業務について、次期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。	・四国支部、沖縄支部が実施している試験会場の確保及び試験運営業務(以下「試験実施業務」という。)について、平成19年度に民間競争入札を実施。平成20年度春期試験より落札者による試験実施業務を実施済み。 ・中国支部が実施している試験実施業務について、平成20年度末までに民間競争入札を実施する予定。 ・北海道支部、東北支部、九州支部が実施している試験実施業務について、平成22年度末までに順次民間競争入札を実施する予定。 ・その他の支部(関東、中部、近畿)が実施している試験実施業務については、平成24年度末までに順次民間競争入札を実施する予定。	○	平成25年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
情報処理推進機構	組織の見直し			
	【支部・事業所等の見直し】 ○民間競争入札の結果を踏まえ、問題がない場合には、次期中期目標期間中に支部を全廃するものとする。	・四国支部、沖縄支部が実施している試験実施業務について、平成19年度に民間競争入札を実施し、平成19年12月末に四国支部、沖縄支部を廃止済み。 ・中国支部が実施している試験実施業務について、平成20年度末までに民間競争入札を実施し、問題がない場合には、平成21年度末までに中国支部を廃止する予定。 ・北海道支部、東北支部、九州支部が実施している試験実施業務について、平成22年度末までに民間競争入札を順次実施し、問題がない場合には、平成22年度末までに北海道支部、東北支部、九州支部を順次廃止する予定。 ・その他の支部（関東、中部、近畿）についても順次民間競争入札を実施し、問題がない場合には平成24年度末までに順次廃止する予定。	○	平成25年3月
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	事務及び事業の見直し			
	【国家備蓄基地管理業務】 ○国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年度までに少なくとも1カ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札(公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む)を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操業サービス会社以外の事業者も参入が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとする。また、応札に必要な設備内容、操業管理条件等の情報を具体的に提示する。 また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。	・備蓄基地業務への一般競争入札(公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む)の導入について、導入時期、手続きの詳細、管理体制等の検討を実施しているところ。なお、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構の第二期中期計画(20年4月～25年3月)に、「民間企業に委託している国家備蓄基地操業に関する業務を100%一般競争入札等へ転換する」旨を明記。	○	平成25年3月
	【鉱害防止対策業務】 ○旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。	・平成20年2月に一般競争入札を実施。4月に契約済み。	◎	平成20年4月
中小企業基盤整備機構	事務及び事業の見直し			
	【経営相談・助言事業及びハズオン支援事業】 ○都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関(以下「地域支援機関」という)の支援や地方が行うことができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化する。	・平成20年度中に策定する第2期中期目標・計画に反映すべく作業中。	○	平成21年3月
	【ビジネスマッチング事業】 ○地域支援機関や民間機関と連携し、地方が行うことができない全国レベルのマッチングの機会の提供など真に必要なものに特化する。	・平成20年度中に策定する第2期中期目標・計画に反映すべく作業中。	○	平成21年3月

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき事項

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

経済産業省

法人名	整理合理化計画の内容	措置状況	達成度	達成時期
中小企業基盤整備機構	<p>【インキュベーション施設の整備事業】</p> <p>○地域支援機関等による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中心市街地の活性化に関する法律に基づき整備する。</p>	・整理合理化計画の内容に沿って事業を実施する方針を決定。	◎	平成19年12月
	<p>【戦略的基盤技術高度化支援事業】</p> <p>○平成20年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。</p>	当該事業の研究開発については、20年度契約の委託期間をもって終了。	○	平成21年11月
	<p>【中小企業大学の研修事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に大学各校の企業向け研修について、官民競争入札等を導入する。</p>	<p>・公共サービス改革基本方針(19年12月閣議決定)に基づき、中小企業大学校直方校及び旭川校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務について、内閣府官民競争入札等監視委員会における審議を経て、民間競争入札実施要項を定め、入札公告を実施済み(8月22日)。</p> <p>・その他の大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務についても第2期中期目標期間中に導入していく予定。</p>	○	平成26年3月
	<p>【小規模企業共済事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成する。</p>	<p>・第2期中期目標期間中に繰越欠損金を解消することを目指して、運用の基本方針の見直しの検討に着手。(外部専門家で構成された資産運用委員会を開催。)</p> <p>・平成20年度中に第2期中期目標期間における新しい基本ポートフォリオを策定する予定。</p>	○	平成21年3月
	<p>【中小企業倒産防止共済事業】</p> <p>○目標を設定し、貸付債権の回収率の向上を図るものとする。</p>	・平成20年度中に目標を設定する予定。	○	平成21年3月
	組織の見直し			
	<p>【組織体制の整備】</p> <p>○次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込む。</p>	・平成20年度中に策定する第2期中期計画に反映すべく作業中。	○	平成21年3月
	運営の効率化及び自律化			
<p>【自己収入の増大】</p> <p>○中小企業等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料について適切な受益者負担に向けて見直しを努めるとともに、インキュベーション施設等の賃料等について収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。</p>	・平成20年4月から一部の事業において、新たに受益者負担の徴収を実施したところであり、今後も整理合理化計画の内容に沿って、適切な見直しを図り自己収入の確保に努める予定。	○	平成21年3月	